

宮城県監査委員告示第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事から同条第 14 項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和 3 年 6 月 29 日

宮城県監査委員	本	木	忠	一
宮城県監査委員	太	田	稔	郎
宮城県監査委員	成	田	由	加里
宮城県監査委員	吉	田		計

記

1 監査委員の報告日
令和 3 年 3 月 26 日

2 通知のあった日
令和 3 年 5 月 31 日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 団体名 公益財団法人みやぎ林業活性化基金

イ 監査委員の報告の内容

団体の職員に係る諸規程や、団体の運営に係る業務委託契約等において、著しく不適切な点が認められたので、改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

公益財団法人みやぎ林業活性化基金（以下「基金」）では、これまで宮城県森林組合連合会（以下「県森連」）との出向契約等に基づき、県森連に在籍する職員によって業務運営がなされてきた。

しかしながら、先般の監査により、このような雇用形態に起因した契約締結日の遅延の問題、更には雇用形態そのものの問題が指摘されたことから、県森連とともに関係機関等と調整を行った結果、これまでの県森連からの職員出向を改め、令和 3 年度より基金において職員を直接雇用することとし、併せて組織規程等を改正して改善を図ったところである。

主務課として職員による基金の業務運営内容を適宜確認するなどして、今後の基金の財務内容や運営体制等が健全に保たれるよう適切な指導助言に努めていく方針である。

(2) 団体名 仙台空港鉄道株式会社

イ 監査委員の報告の内容

期末において、債務超過が認められたので、引き続き運営改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

鉄道会社の経営改善については、これまで鉄道施設の上下分離（H23）や県からの借入金金利及び元本償還期間の見直し（H27）などの措置を講じ、また、仙台国際空港株式会社、JR 東日本等の関係機関が一堂に会して意見交換を行う「仙台空港アクセス鉄道の利便性向上等に関する意見交換会」を開催し、運行間隔の短縮化や 4 両編成での運行本数の増加など、鉄道利用者の利便性

向上を図り、利用者の増加に繋げるなど、経営の安定化に向けた支援を行ってきたところである。

また、平成 30 年 5 月には、鉄道会社において、2020 年度単年度黒字化、2025 年度債務超過解消を目標に掲げた「仙台空港鉄道株式会社中期経営計画」を、県では、平成 31 年 3 月に「仙台空港鉄道株式会社経営健全化方針」を策定し、利用者の拡大、広告収入の拡大などの経営安定化に向けた取組を推進してきた。

空港旅客の増加に伴う鉄道利用者の増加により、令和元年度の利用者数は過去最高となる 397 万人を記録し、2 年連続で単年度での黒字を達成したが、令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が大幅に減少し、大変厳しい状況となっている。

県としては、鉄道会社の経営改善に向けた取り組みを支援するとともに、鉄道利用者の約半数は空港旅客であり、収益の改善に直結することから、新型コロナウイルス感染症の収束状況を見据えながら、仙台国際空港株式会社や地元自治体・経済界と連携し、時機を逸することなく、航空需要の回復に向けたキャンペーンや、運用時間の 24 時間化の強みを活かしたエアポートセールスを展開し、仙台空港の利用促進に取り組んでいく。